

原著論文

## 世界警備市場で展開される警備業務の国際規格

遠藤 保雄

Yasuo Endo: International Standard on Private Security Operations in the World Security Market: Bulletin of Sendai University, 47 (2) : 35-48, March, 2016.

**Abstract:** 1.The global market for private security industry has expanded year by year with the private security company deploying worldwide business activities. This has encouraged the study of international rules on the global private security operations. In particular, playing down human rights and fundamental freedom as well as the relevant law and regulations by the private military security company has expedited the study of international rules for the security operations.

2.This led to introducing the Montreux Document, International Code of Conduct for Private Security Service Providers and UN Guiding Principles on Business and Human Rights.

3. In September 2015, "Management system standard for ISO private security business" was issued as one of the ISO standard. This is directed to all of the security companies, including private military security company. By establishing and operating the management system for the security services, this aims at promoting the implementation of appropriate security business in compliance with laws and regulations, business and risk management, and the continuous improvement of the security services provisions.

4. The United States and Europe are taking the measures of selecting a private security company considering whether the private security company abides by this ISO, when they hire a private security company in underdeveloped countries where the relevant law and regulations as well as social order are not necessarily well-established.

5. This study discusses what kind of effects of the ISO standard would bring on international security operations by Japan's private security company. This study also examines the effect of the ISO standard on Japanese enterprise business activities in the international market including unrest and insecure areas where most likely need to hire a security company.

**Key words:** World Security Market, Private Security Operations, ISO Standard

キーワード: 世界警備市場, 警備業務, ISO 規格

### はじめに

2015年9月に警備業がその事業展開を図る上での行動基準 ISO18788 が制定発行した。本稿は、警備業の国際的な業務展開を概観した上で、ISOの概要とその狙い、この時期にこのような国際ルール化が導入されるに至った背景、その

過程における日本の対応の問題点について論述する。その上で、わが国警備業の国際的な展開や本邦企業の海外での事業活動を行う際の進出先国で必要とされる警備の委託実施において、いかなる点を考慮し遵守していかなければならないかを浮き彫りにする。これにより国際的に展開される警備業務の行動規範のルール化の国

際経済社会での意義を明らかにする。

## I. 世界的な警備市場の現況

Freedonia Industry Study #3201 “World Security Services” November 2014 によれば、2013年の世界の市場規模（総売上高から経費を控除した警備業務収入ベース、但し、企業内警備業務は除く）は1907.0億ドル（18兆8125億円、1US \$=98.65円）<sup>注1)</sup>で、雇用されている警備員数は2170万人となっている。

このうち、施設の常駐・巡回警備を含む一般的な警備は、1049.0億ドル（55.0%）、機械警備433.5億ドル（22.7%）、武装した輸送警備162.1億ドル（8.5%）、刑務所の管理運営41.3億ドル（2.2%）、その他が221.1億ドル（11.6%）となっている。

また、これを地域ごとにみていくと、北米が592.0億ドル（内、米国519.0億ドル）、西欧404.0億ドル、アジア太平洋が378.2億ドル（内、日本が92.1億ドル、中国が66.3億ドル）、中南米が271.0億ドル、東欧が90.5億ドル、アフリカ・中東が171.3億ドルとなっている。地域分布上、北米、西欧、日本を合計した先進国は、世界の人口では14.2%しか占めていないが、警備業務の収入では1088.1億ドル（57.1%）を占め、警備業は先進国を主体にその業務が展開されていることを示している。

以上の点を、時系列的な視点で若干考察しておこう。まず、警備業務の世界市場は、1990年代に急速に拡大を始め、2000年代に入ってもその基調が持続された。2000年の世界の市場規模は1014億1000万ドル、警備員数804.6万人であったが、2013年にはそれぞれ1.88倍、2.69倍に急増している。次に、2000年から13年の間の市場規模の拡大を地域別に見てみると、先進国地域での伸びに比較して、新興国や途上国での伸びが極めて大きくなっている。具体的には、市場規模の拡大が、米国が1.26倍、西欧が1.36倍、日本が1.51倍に止まっているのに対し、中国は9.75倍、中国・日本を除くアジア太平洋地域では3.09倍、中南米が3.41倍、東欧が2.33倍、アフリカ・中東が2.72倍となっている。これは、ブラジル・中国を初めとする

BRICs 諸国などの市場が急拡大するとともに、その他の途上国市場ではテロ対策等を中心に持続的な拡大が続いていることを示している。特に、治安維持上、問題を抱える中南米やアフリカ・中東地域で世界の警備業務の約4分の1のシェアを占めるに至っている。

更に、英国ベースのG4S、スウェーデンベースのSecuritas、スイスベースのTyco International、スペインベースのProsegur Compania de Seguridad、米国ベースのBrink's及びADTの6大警備企業が多国籍の警備企業として世界市場での業務を拡大し、これを通じ、これらの6社で、世界市場の約2割を占めるまでになり、これら警備業の世界的展開が進んでいる。

## II. 警備業の国際的な展開に伴う警備業及び警備業務に関する国際的ルール化の動き

### 1. 警備業務の展開についての規律化

警備業務の展開についての規律化は、基本的には、各国において警備業法等の法制度の整備により対応されてきている。現に、各国における警備業務についての国内法整備の現況を見ると、先進国、BRICs等は国内法整備が進展している。これに対し、経済発展の軌道に未だ乗れず、逆に、国内での失業や貧困の滞留、違法な麻薬取引を進めるギャング組織の活動やテロリズムの台頭などにより治安の悪化が進む途上国では、依然、警備業務に係る法の整備には遅れがみられ、加えて、国内の基本的な人権の確保や治安維持面での体制整備についても多くの問題を抱えている。

途上国を中心に警備業務のルール化・規律の整備の遅れや不完全な現状に照らせば、現状の下において、警備企業の国際的な展開が進んだ場合、早晚、その業務実施に当たって国際的な統一の取れた対応やルールが求められることが十分に想定された。特に、途上国等の治安の不安定な国・地域のニーズに応える形で、先進国に本社機能を有する大規模警備業が途上国等の市場で事業基盤を拡大することとなった場合、その実施する警備業務の規律化は、原則的には、

際経済社会での意義を明らかにする。

## I. 世界的な警備市場の現況

Freedonia Industry Study #3201 “World Security Services” November 2014 によれば、2013年の世界の市場規模（総売上高から経費を控除した警備業務収入ベース、但し、企業内警備業務は除く）は1907.0億ドル（18兆8125億円、1US \$=98.65円）<sup>注1)</sup>で、雇用されている警備員数は2170万人となっている。

このうち、施設の常駐・巡回警備を含む一般的な警備は、1049.0億ドル（55.0%）、機械警備433.5億ドル（22.7%）、武装した輸送警備162.1億ドル（8.5%）、刑務所の管理運営41.3億ドル（2.2%）、その他が221.1億ドル（11.6%）となっている。

また、これを地域ごとにみていくと、北米が592.0億ドル（内、米国519.0億ドル）、西欧404.0億ドル、アジア太平洋が378.2億ドル（内、日本が92.1億ドル、中国が66.3億ドル）、中南米が271.0億ドル、東欧が90.5億ドル、アフリカ・中東が171.3億ドルとなっている。地域分布上、北米、西欧、日本を合計した先進国は、世界の人口では14.2%しか占めていないが、警備業務の収入では1088.1億ドル（57.1%）を占め、警備業は先進国を主体にその業務が展開されていることを示している。

以上の点を、時系列的な視点で若干考察しておこう。まず、警備業務の世界市場は、1990年代に急速に拡大を始め、2000年代に入ってもその基調が持続された。2000年の世界の市場規模は1014億1000万ドル、警備員数804.6万人であったが、2013年にはそれぞれ1.88倍、2.69倍に急増している。次に、2000年から13年の間の市場規模の拡大を地域別に見てみると、先進国地域での伸びに比較して、新興国や途上国での伸びが極めて大きくなっている。具体的には、市場規模の拡大が、米国が1.26倍、西欧が1.36倍、日本が1.51倍に止まっているのに対し、中国は9.75倍、中国・日本を除くアジア太平洋地域では3.09倍、中南米が3.41倍、東欧が2.33倍、アフリカ・中東が2.72倍となっている。これは、ブラジル・中国を初めとする

BRICs 諸国などの市場が急拡大するとともに、その他の途上国市場ではテロ対策等を中心に持続的な拡大が続いていることを示している。特に、治安維持上、問題を抱える中南米やアフリカ・中東地域で世界の警備業務の約4分の1のシェアを占めるに至っている。

更に、英国ベースのG4S、スウェーデンベースのSecuritas、スイスベースのTyco International、スペインベースのProsegur Compania de Seguridad、米国ベースのBrink's及びADTの6大警備企業が多国籍の警備企業として世界市場での業務を拡大し、これを通じ、これらの6社で、世界市場の約2割を占めるまでになり、これら警備業の世界的展開が進んでいる。

## II. 警備業の国際的な展開に伴う警備業及び警備業務に関する国際的ルール化の動き

### 1. 警備業務の展開についての規律化

警備業務の展開についての規律化は、基本的には、各国において警備業法等の法制度の整備により対応されてきている。現に、各国における警備業務についての国内法整備の現況を見ると、先進国、BRICs等は国内法整備が進展している。これに対し、経済発展の軌道に未だ乗れず、逆に、国内での失業や貧困の滞留、違法な麻薬取引を進めるギャング組織の活動やテロリズムの台頭などにより治安の悪化が進む途上国では、依然、警備業務に係る法の整備には遅れがみられ、加えて、国内の基本的な人権の確保や治安維持面での体制整備についても多くの問題を抱えている。

途上国を中心に警備業務のルール化・規律の整備の遅れや不完全な現状に照らせば、現状の下において、警備企業の国際的な展開が進んだ場合、早晚、その業務実施に当たって国際的な統一の取れた対応やルールが求められることが十分に想定された。特に、途上国等の治安の不安定な国・地域のニーズに応える形で、先進国に本社機能を有する大規模警備業が途上国等の市場で事業基盤を拡大することとなった場合、その実施する警備業務の規律化は、原則的には、

業務を実施する国の法制度等に従うこととなる。しかし、そのような法的基盤等が整備されていない場合には、一体どうするのか、これに対する一つの答えが、その業務実施に当たって国際的な統一の取れた対応やルールを導入である。2015年9月に発行されたISO規格は、その努力の一つといえよう。

## 2. 「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」

以上のような国際展開する警備企業の業務のルール化が求められる流れが強まる中、民間ベースで自主的にルール化を図るという動きが進展し、その一つとして、2015年9月に国際規格 ISO18788, 「民間警備業務のためのマネジメントシステム必要要件とその利用の手引き Management system for private security operations—Requirements with guidance for use」<sup>注2)</sup>

(以下、「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」と略称する)が制定され公表された。

「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」は、国際的に警備業を展開する企業のマネジメントシステムに関する民間ベースの自主的なルールを導入するものである。その詳細はIV. で考察する。

## III. ISO 規格制定以前の民間警備業に関する国際的な規律化・ルール化の動き

### 1. 3つの文書

今回の民間レベルでの規律化・ルール化である「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」の制定以前に、海外で警備サービスを提供する企業、又は、警備サービスを受ける企業に対し、警備サービスに関して遵守すべきルール化が既に進行していた。それは、民間警備分野においては、軍事警備会社の台頭を念頭にその国際な行動規範が定められてきたことである。その代表的なものは、PMSCsの警備業務の実施基準とされてきた①モントレー文書<sup>注3)</sup>、②民間警備サービス提供者の国際

行動規約：ICoC<sup>注4)</sup>、③国連のビジネスと人権に関する指導原則：Guiding Principles on Business and Human Rights<sup>注5)</sup>である。

以上の3つの文書は、施設警備、輸送警備などを行う民間警備会社(PSC)を念頭に置いたものというよりも、国際的な業務を展開する民間軍事警備会社(PMSC; Private Military Security Company)の警備業務の規律化を図ることを主たる狙いとしたものである。わが国としてはPMSCが警備業法上、認められていないことから、この国際ルール化の動きには大きな関心が必ずしも払われてこなかった。

### 2. 3つの文書の導入に至った背景

民間軍事警備会社は古くは1970年代に増加し始めて、そのビジネス活動を展開してきたとされる。但し、その警備業務が国際的に脚光を浴びるようになったのは、①冷戦崩壊後の1990年代の時期、②2000年代に入り米国での9.11テロ後の第二次イラク戦争の時期である。<sup>注6)</sup>

まず、冷戦崩壊後の1990年代の時期だが、冷戦の終結、1980年代半ばから以降のレーガン・サッチャーの両政権下での新自由主義的な経済政策による軍事費を含む財政出の削減、更に、政権崩壊により経済苦境に陥ったソ連の武器等の売却による財政収入の確保の必要性を背景に、米国・英国等の西側陣営、ソ連等の東側陣営双方での軍縮(兵員の削減と武器等の民間等への売却)が進んだ。このような中、米国や英国の退役した軍人、特に、特殊部隊などで高度な訓練を積んでいた少数精鋭の戦闘員等が中心となり民間軍事警備会社を創設するケースが相次ぎ、退役軍人のこれらの会社に職を求める動きが加速された。<sup>注7)</sup>そして、治安情勢の悪い途上国などにおいて、これらの国における民間企業や政府施設、更には、重要な要人の警備のため、武装しての警備を実施することとなった。この結果、米国・英国を中心に多くの民間軍事会社が誕生・増加した。民間軍事警備業務の供給体制が着々と拡充されていった。これら民間軍事警備会社は米国や英国に多い。代表的なものとしては、英国ベースの ARMORGROUP, Global Risk Strategies 及

び Northbridge Services Group, 米国ベースの Kroll がある。そして、2006 年までに約 200 社の軍事警備会社が活躍することとなった。<sup>注8)</sup> 最近時点では、世界的規模で警備業務を展開する大規模な警備企業である英国ベースの G4S は、ロンドンに拠点を置く軍事警備会社大手の Armor Group を 08 年 5 月に吸収しグローバル規模での業務基盤を拡大する。<sup>注9)</sup>

次に、民間軍事警備会社に対する需要も 2 つの时期的な波を持って増加した。第一は、1990 年代である。この時期には平和の到来が期待されたが、皮肉にも、現実にはアフリカ、東欧、中東など世界各地で多くの地域紛争が顕在化した。特に、アフリカではアンゴラや南アフリカに拠点を置く民間軍事警備会社が紛争を抱えた各国政府の軍や治安当局の活動を補完する形で軍事的な警備に参画した。また、これら地域で平和構築と民生の安定化の活動を展開する国連の諸機関や国際 NGO は、その警備を必要としていたが、民間軍事警備会社はこれらを武装して警備するという形でそのビジネス機会を拡大した。また、中東ではクェートに侵攻したイラク軍の米英等の連合軍による制圧と復興の過程で、後方的な支援という形で米国や英国に経営拠点を置く民間軍事警備会社が大きな役割を果たした。第二の時期は、米国での 9.11 テロ後の 2003 年 3 月からの第二次イラク戦争における米国の軍事行動及びフセイン政権打倒後のイラクの復興期である。この時期、テロの頻発に対応して、民間軍事警備会社がクローズアップされた。<sup>注10)</sup> それは、米軍等の戦闘や治安維持活動の支援、イラク復興支援を推進する米政府機関、国連、国際 NGO 等の警備について、英国・米国などの民間軍事警備会社が大きな役割を担ったからである。<sup>注11)</sup> 但し、戦争で戦闘任務を負う傭兵は 1989 年に「傭兵の募集、使用、資金提供及び訓練を禁止する条約」で禁止された。

以上の過程で明確になったことは、米軍等の正規軍の軍事行動や紛争地域で平和維持・民生安定の活動に従事する国連、国際 NGO にとり、民間軍事警備会社が後方支援や警備にとり不可欠なものとなったことである。但し、その活動

に関連し、多くの問題を生むこととなった。

第一には、紛争を抱える警備対象地域・国の一般の人々の人権や自由を軽視する形での武器の使用を伴う警備活動の展開である。そしてこのような軍事警備は、国際人道法や国際人権法に照らし問題となった。第二には、民間軍事警備会社の警備員の義務や保護という法的な地位の確保の問題である。第三には、民間軍事警備会社の活動の拡大に伴い、契約に際し水増し請求を行うとか、契約相手方に無断で中小の警備会社に下請け・孫請けに出すなど、契約上の問題である。<sup>注12)</sup>

### 3. 民間軍事警備会社 PMSCs の抱える問題 に対処するための国際ルールの設定

上記の 3 つの問題に対処するために、その規律化が図られてきた。それは、①モントレイ文書、②民間警備サービス提供者の国際行動規約：ICoC、③国連のビジネスと人権に関する指導原則：Guiding Principles on Business and Human Rights の 3 文書を制定し、民間軍事警備会社 PMSC や関係国にその遵守を求めていくというものである。

#### 1) モントレイ文書

1. 第二次イラク戦争（2003 年）後の復興・民生安定化を図る時期に当たる 2007 年に、米国政府要人の警護を担当していた民間軍事警備会社 Blackwater 社の武装警備員がイラクの首都バグダッドで市民 17 名を殺害する銃乱射事件を引き起こし、警備の在り方が大きな問題となった。このような問題に対処するために民間軍事警備会社の規制が求められ、それへの答えが 2008 年 9 月に採択された「モントレイ文書」である。これはスイス政府と国際赤十字が起草し米国、英国など 17 カ国が批准した（日本は批准していない）。この文書の狙いは、①民間軍事警備会社 PMSCs が武力紛争期間中に国家関連の軍事警備業務に従事する際には関係国際法上の義務を履行すること、②また、軍事警備業務の実施に当たっては「優れた業務（Good Practices）」の展開を図ることについて、その枠組み作りを行ったものである。

具体的には、例えば、米国政府がイラク国内

で復興支援を行う事業を展開する際に民間軍事警備を必要とした場合、米国政府が民間軍事警備会社と警備契約を結び、その民間軍事警備業務はイラク国内で行われることとなる。この場合、関係当事国は米国及びイラクとなることから、モンレー文書では、その Part 1 で、関係当事国（この場合、PMSCs を雇用する米国、PMSCs が武装警備業務を行うイラク国に対し）関係国際法上の義務を履行することを定めるとともに、PMSCs とその民間軍事警備員についての法的な義務を定めた。また、Part 2 では、関係国に対し、武力紛争中において国際人道法、国際人権法を遵守するための優れた行為（Good Practices）とはなにかについて関係国に具体的な基準を示し、その履行を求めた。更に、軍事警備業務の定義、PMSCs の選定と契約手続き・契約条件、軍事警備業務の許可と許可条件、法令遵守のモニタリングと確実な説明責任の確保などを定めた。

これにより、「モンレー文書」は、関係国に義務を課すことにより「PMSCs 規制の国際的な基準」となった。

## 2) ビジネスと人権に関する指導原則～国連の“保護、尊重、修正”の枠組みの実行～

### ア. この指導原則の制定の背景

多くの多国籍企業については、1990年代以降、その産業経済活動が国境を超えて展開し始めて「ビジネスと人権の問題」、特に、人権に関する企業の影響がグローバルな問題として課題となった。国際的にビジネスを展開する民間軍事警備会社についても、この問題は避けられるものではない。いずれにせよ、このような流れを受け、国連では「人権を促進し、その実現を保障し、人権を尊重し、尊重することを確保し、そして人権を保護すること」を、国際法の下で直接に企業に課すという考え方の検討が行われたが、合意には至らず、2005年以降、この問題に関し国連で各種調査研究がすすめられた。その成果は、i) 企業によって人権が侵害されたという訴えのパターンの分類整理；ii) 国際人権法及び国際刑事法の進化しつつある基準；iii) 国家と企業により生じつつある慣行；iv) ビジネスに関連する人権侵害に関する

国家の義務に関する国際連合の人権条約；v) 投資協定、会社法、及び証券規制法が国家及び企業の人権政策・方針に及ぼす影響；vi) 関連問題という形でまとめられた。

### イ. 「ビジネスと人権に関する指導原則」の公表

この調査結果を基盤として、2008年には、国連人権委員会で「ビジネスと人権に関する枠組み」が論議され基本的な枠組みが承認され、2013月になり「ビジネスと人権に関する指導原則」が公表された。

この指導原則は3つの柱からなる。それは、①ビジネスを含む第三者による人権侵害に対する国家の保護義務、②人権を尊重する企業の責任、③人権侵害を受けた被害者に対する司法的・非司法的な効果的な救済措置の道を開いておくことから成る。そして、この指導原則では以上の3つの柱を一体的に運用実施していくことを求めている。

これは当然にPMSCsに適用されていくこととなったが、特に重要なのは軍事警備業務の実施に当たっての人権侵害の回避と人権侵害が生じた場合の迅速な救済である。

### 3) 民間警備サービス提供者の国際行動規約：ICoC

2010年10月、民間軍事警備と関連業務を行うPMSCsの自主的な国際行動規範の具体化も図られた。それが「民間警備サービス提供者の国際行動規約」である。この行動規約の適用対象となる警備業は、民間警備企業及びその他の民間警備サービスの供給者（PSCs：Private Security Companies & other Private Security Service Providers）とされ、この規定に照らせば、民間軍事警備会社に限定されない。これに関連し、PSCsの役割を「救援、復旧、復興支援、商業ビジネス活動、外交、軍事活動に従事する国と国以外の顧客を保護すること」としていることから、概念的にはPMSCsか、PSCsかを問わず、民間警備業のすべてを対象とした行動規範と解される。<sup>注13)</sup> また、この行動規範の利害関係者として、PSCsに加え、各国政府、市民社会を念頭に置いている。

そして、この行動規範で重視されているのは、

国際人権規約に基づき PSCs の遵守すべき義務と警備業務実施上の基準を明確にすることであり、加えて、警備業務の展開の規範に照らして遵守されているかについての監視・監督である。そして、警備企業の認証も視野に入れている。<sup>注14)</sup>

この行動規範については、PSCs として良好なガバナンス、法令遵守、説明責任を確立するための広範なイニシアチブの基礎的手段となるものと位置づけて、次の点を規定している。すなわち、第一は、武力の利用規則、警備に際しての人の拘束の在り方、拷問又は他の残忍で非人道的な劣悪な取り扱いや処罰の禁止、政敵の凌辱や権利の濫用又はジェンダーベースの暴力・人身売買・奴隷・強制労働・劣悪な形態での児童労働などの禁止、警備員の登録等を定めた警備員の行動原則を定めており、第二には、警備員の選任と契約、研修、請負業者の選任、武器の管理・武器の取り扱いの訓練・戦闘用物資の管理・事件の報告、安全で健康な労働環境の確保など PSCs による警備企業体の管理とガバナンスについて守るべきことを規定している。<sup>注15)</sup>

その上で、PSCs は次の点に合意することが求められている。<sup>注16)</sup> すなわち、

- a) この規約に従い業務を行うこと
- b) 適用可能な法令規則及び関連するビジネス行為に関する企業規格に従い業務を行うこと
- c) 法令を認識し支持し、人権を尊重し、顧客の利益を守る形で業務を行うこと
- d) 物事の決定とモニター、報告及び人権への悪影響への対処などについての効果的な企業内ガバナンスの枠組みを確立・維持する段階を踏むこと
- e) 適用可能な国内法、国際法、又はこの規約に違反する活動に対する申し立てに回答するなり、問題を解決するなりの手段を提供すること
- f) 特に、国内及び国際刑法や国際人道法の違反または人権乱用に関して、権限を有する国内及び国際的捜査の権限を有する関係当局と誠実に協力すること

## IV. 「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」の発行

国際的に警備業を展開する企業のマネジメントシステムに関する民間ベースの自主的なルールとして、2015年9月、「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」が ISO 規格の一つとして発行した。

### 1. ISO 規格とは

ISO 規格とは、ジュネーブに本部を置く独立の非政府組織の機関で 162 の国内規格を設定する機関をメンバーとする ISO (国際標準化機構) が、自主的に、かつ、コンセンサスをベースに製品、サービス、それにシステムに関して設定発行する国際規格である。ISO の定める国際規格は、関連するビジネス分野での製品、サービス、システムについて、品質、安全性、効率性の確保を図り、貿易を始めとする国際取引について公平で公正な促進を図ることを狙いとしている。<sup>注17)</sup>

「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」は、この ISO のシステム規格の一つとして設定された。<sup>注18)</sup>

このマネジメントシステム規格とは、その会社の事業展開のマネジメントシステムについてのルール化を促すものである。そして、この規格に照らし定められたルールについては、その文書化が求められる。そして、文書化を通じ、①システムの内容の明確化、②社内での事業展開のマニュアル化が求められ、③対外的にはシステム構築の証明ができるという利点が挙げられる。そして、そのルールの活用に関しては、①ルールを守っているかのチェック、② PDCA サイクルでルールの確保が求められる。これが ISO 規格の大枠である。<sup>注19)</sup>

### 2. 「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」の概要

「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」は、国際的に警備業を展開する企業のマネジメントシステムに関し、民間ベースでの自主的なルール化を促す意図で制定された

と考えられる。制定発行した規格は、序説と本文からなるが、本文は、①適用範囲、②引用規格、③用語と定義、④規格の構成・文脈、⑤リーダーシップ、⑥計画、⑦支援、⑧事業実施、⑨業績評価、⑩改善の10章から成っている。これに、付属文書A～Dが添付され、全体で110ページに及ぶものとなっている。

序説で、この規格の基本的な内容とその考え方、人権の保護の重要性、マネジメントシステム・アプローチ(MSA)の導入の意義を概説し、第1章から第10章において規格の適用対象や具体的措置等を示している。その骨子は次のように整理できよう。

## 1) この規格の基本的な内容とその考え方

### (1) この規格の適用対象 <sup>注20)</sup>

ア. まず、この企画の適用対象者だが、民間警備企業PSCsとその顧客が次のようなものとして定義されている。

#### ア) 民間警備企業PSCs

この規格の適用対象は警備業務(Security Operations)を提供する組織である。これには、「自社内の警備業務として行う企業(In-house Security Company)」又は「委託を受けて行う警備企業(Contract Security Company)」の双方を含む。PSCsと総称する。

また、PSCsには、武装警備員による警備サービスを行う民間軍事警備会社(PMSCs)を含む。また、合弁企業も含む。

#### イ) PSCsの顧客

警備業務を行う企業(その下請け企業を含む)を雇う組織や個人をさす。

イ. 次に、対象となる警備業務だが、そのビジネス活動としての警備サービスには、警備(Guarding)、身辺警護(Close protection)、物理的警護措置(Physical protection measures)、セキュリティの認知と訓練(Security awareness and training)、リスク・セキュリティ・脅威の評価(Risk, security and threat assessment)、個人管轄区域、外交区域や居住区域の警護・警備措置の提供(Provision of protective and defensive measures for individuals compounds, diplomatic and residential perimeters)、輸送

警備(Escort of transport)、政策分析(Policy analysis)が含まれるとされている。

ウ. 更に、具体的に念頭に置く適用業務としては、救援・復興・再建の努力や商業ビジネス業務、開発事業、外交及び軍事的行動に従事する国家や国家以外の顧客を保護するために展開される警備業務であり、その警備上、重要な役割を果たすこととなる。

## (2) 警備業務マネジメントシステム(SOMS)

ア. この規格は、警備業務を効果的に実施するためのビジネスとリスクのマネジメントの枠組みを示している。その中核となるものは、警備業務マネジメントシステム(SOMS)であり、その確立が求められ、その実施、展開、モニター、レビュー、維持改善のための枠組みがこの規格で示されている。但し、この規格では、個々の警備企業が、警備業務マネジメントシステム(SOMS)を策定し、これを履行している際に、それを独立乃至公認の外部団体により認証を行うようなシステムは導入されていない。

イ. その枠組みの考え方…マネジメントシステム・アプローチ(MSA) <sup>注21)</sup>

警備業務マネジメントシステム(SOMS)のベースになっているのは、マネジメントシステムアプローチ(MSA)という考え方である。これは、業務上の目的の策定、望ましい成果を実現する手続きの確立、目的や成果の達成状況のモニターに関するベースや継続的な業務改善の枠組みを提示し、企業とその顧客の間の信頼関係を醸成する機会を提供し、これらを通じて、民間警備企業PSCsがその組織の要件や顧客の要件を分析し警備業務の成功につながるプロセスを特定することに役立てようとするシステムアプローチである

## (3) 警備業務マネジメントシステム(SOMS)の概要とそれに従っての警備業務の展開

ア. この規格では、警備企業に警備業務マネジメントシステム(SOMS)を定めることが求められている。その実施上の原則・要件とされるものは、i) 警備業務の顧客その他の利害関係者の要求をきちんと満たすよう専門的警備業務



を実施すること，ii) 法律の遵守や人権の尊重に関する説明責任を果たすこと，iii) その履行を宣言した自主的約束に即した対応をとることである。<sup>注22)</sup>

イ. このマネジメントシステム (SOMS) の設定に際しては，警備業務実施に際しての警備企業の内外の各種問題や条件・与件を考慮に入れ，下請け企業などを含む警備業に関するサプライチェーンの上下流の関係を地図に描き，業務実施上のリスクの基準を明確にし，利害関係者のニーズや期待を理解したうえで，その適用範囲や期待される成果を決定していくこととされている。また，このマネジメントシステム (SOMS) は，警備業務の下請け企業や外注企業にも適用される。<sup>注23)</sup>

ウ. 警備ビジネスのマネジメント

(ア) トップマネジメントの役割の重要

このマネジメントシステム (SOMS) の実施に当たって重要なのは，トップマネジメントのリーダーシップとコミットメントである。特に，トップマネジメントには警備業務に係る政策方針，警備企業としての役割・責任と部内での任務・権限の決定が求められる。更に，

i) ビジネスのマネジメントを如何に費用効果的に実施していくか，すなわち，顧客や地域コミュニティ等を含む国内及び海外の利害関係者の安全・安心及び人権を守るための枠組みの中で，警備企業の戦略的かつ業務実施上の目的を満たしつつ，警備業務の実施にあたり，費用対効果を考慮して実施していくことがトップマネジメントには求められる。

ii) その際，警備企業は，顧客や政府と緊密に連携することが求められ，その上で，人権や基本的な自由を尊重して生命や財産を保全し，また，違法かつ過剰な行為を回避するような警備業務の実施が求められる。

iii) 公的か，私的か，非営利かを含め，いかなるタイプの警備組織であれ，その有用性，利益性，持続性を確保していく上で，有形無形の資産を保護保全することは，重要な課題である。それは，物的資産，人的資産，情報資産の保護からなる。それは，また，企業や顧客のイメージや評判を如何に保全していくかということ

含んでいる。このような資産の保全のためには，戦略的な思考，問題解決，プロセス管理，及びプログラムの実行能力，警備企業の業務とそのリスクの文脈に照応するプログラムとイニシャティブを行使する能力といったものを統合化する能力を必要としている。

iv) 以上のような点を，警備企業の事業体全体の管理の中に統合化するという事は，金銭的にも，物理的にも，リーダーシップ，時間，気配り，資源の確保を含め，トップマネジメントによる企業文化の変革への長期的なコミットメントを必要としていることを示している。

(イ) 警備サービスを受ける顧客の判断の重要性

警備サービスを受ける顧客は，この ISO 規格に照らし，利害関係者の利害やニーズに合致した高度で専門的な規格でのサービスを提供できるのはどの警備企業かを選定していくことが求められている

(ウ) 警備業務実施に関する計画の策定の重要性

警備業務実施に関する計画の策定も重要であり，達成すべき目標，回避・削減すべきリスク，警備業務の継続的な改善を織り込むことが求められる。そして，警備業務実施上のビジネス機会の実現とリスクのマネジメントが極めて重要となる。

(エ) 警備業務の計画・規制・実施の重要性

更に，重要なのは警備業務の計画・規制・実施である。警備業務実施に当たっての行動規準や倫理コードを設定することに加え，特に，警備業務実施に当たっての武力・武器の使用の際の厳格なルールの設定とその遵守が求められる。具体的には，武力の行使の際の武器の使用許可，武力の継続的行使のルール，軽微な殺傷能力を有した武力や殺傷力の高い武力の取り扱い，法執行機関の容認の下での武力の行使，武器・危険物資・弾薬の調査と管理，軍事訓練の活用，法執行機関の容認の下での警備業務と拘留業務，相手方の制圧とその者の扱いなど詳細に遵守していくことが求められている。

(オ) マネジメントシステム (SOMS) の実施に際し必要なこと

マネジメントシステム (SOMS) の実施には，関連情報，マネジメントのツール，人的な資源，

技術的・防衛的装備・備品、ロジステック面の支援が必要であり、また、警備企業は法人であることからこれをマネジメントしていく組織機構が必要となる。これに関連し、リスクをカバーする保険、業務の下請けや外注のためのプロセス、事業実施とマネジメントに必要な財政的・行政的手続き、警備員の権能とその能力の評価、訓練が必要となる。また、業務実施に関連し必要となる情報交換とその文書化と記録も必要となる。

(キ) 警備員の職業上の健康と安全の確保等、警備員の職業上の健康と安全の確保、警備業務の実施に際しての事故の管理や事故のモニター、報告、調査、利害関係者による会社の内外での不服・不満の表明の手続き、内部告発政策も規定される。

#### エ. 警備業の実施上のリスクマネジメント

警備業務の実施に際してのリスクのマネジメントの徹底が重要であり、フォーマルな形で文書化されたリスク評価のプロセスが求められている。それは、リスクの検証とその摘出、リスク分析、リスク評価からなる。そして、警備企業はリスクマネジメントのためのアクションを計画し、これを警備業務マネジメントシステム(SOMS)のプロセスの中に含め、これらアクションの効果を検証していくことが求められる。更に、このリスクに関しては、企業内外の利害関係者へのリスクコミュニケーションも求められる。

オ. 警備業務の展開に当たっての Plan(計画), Do(実行), Check(点検), Assessment(評価)という一連のいわゆる「PDCA アプローチ」の採用

警備業務の展開に当たっては、Plan(計画), Do(実行), Check(点検), Assessment(評価)という一連のいわゆる「PDCA アプローチ」を採用すること、そして、これにより、各警備企業において、i) 顧客やその他の利害関係者が提起する専門的な要求を満たしうるようなビジネス及びリスクの管理能力、ii) 警備業務活動の地域コミュニティへの影響の評価と影響への

対応、iii) 警備企業の法の実施義務と人権の尊重、iv) 警備業が行う自主的約束の遵守という4点がきちんと確保されていることを示すことが強調されている。

具体的には、警備業務マネジメントシステム(SOMS)のための計画策定に際し、警備業務実施に際し必要となるビジネス機会とリスクを計画に含め、これに基づき警備業務を実施し、その実施過程をモニタリングし、警備に係るパフォーマンスを計測分析し、マネジメント・レビューに付して評価し、改善すべき点等を明らかにして、必要に応じてマネジメントのあり方を変え、継続的な改善を追及するプロセスを定めている。

#### カ. 特に必要とされるこの規格の適用地域

##### (ア) 必要な対象エリア

人為的要因乃至自然的な要因の影響により、警備業務の対象国や対象エリアのガバナンスが弱く、法の支配が骨抜きになっているような環境条件の下において、この規格に定められるルールを、実施される警備業務に適用することが強調されている。

その際、この規格においては、「モンレー文書」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、民間警備サービス提供者の国際行動規約」に規定された諸原則、法的義務、自主的約束や優れた実践(Good Practice)をそのまま援用し、そのメカニズムを適用するものであることを明示している。そして、この規格は、警備企業やその顧客に対し、i) モンレー文書に基づく法的義務や同文書で規定する優れた実践(GP)を実行する手段を提供するとともに、ii) 「民間警備サービス提供者の国際行動規約」や警備企業が従う人権や自主的約束に関する国際文書で謳われた諸原理を尊重するための実施可能な約束、合意及び説明責任を履行する手段を提供するものであることに、特に言及されている。

##### (イ) 人権の保護の重要性 <sup>注24)</sup>

これに関連し、人権の保護の重要性が強調されている。まず、国家やその他の機関は人権を尊重し、支持し、保護しなければならないこと、また、あらゆる社会の構成体は、公的、私的、

非営利のかを問わず、人権と基本的自由を尊重し、かつ、悪影響を与えることのないような方法で行動し、責任を分担していくことが求められている。その上で、警備企業と警備業務を委託する顧客の双方が、モンレー文書や「民間警備サービス提供者の国際行動規約」で示されている諸原則に合致した政策や規制を確立する上で共同の責任を有しているとしていることが指摘されている。

そして、この規格を履行することにより警備企業は、i) 人権や基本的自由が悪影響を与える事件を回避するための透明なガバナンスと管理の枠組みの確立と維持、ii) 適用可能な国際法、国内法、地域に適用される法令や規制に従った業務の実施、iii) 規範の支持と利害関係者の人権の尊重、警備企業とその顧客の利益の擁護など警備サービスを提供する際のリスク管理措置の履行が求められている。

iv) 武力の行使について、それが合理的に必要であり、調和がとれており合法的であることの確保などが求められている。

## V. 「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」とそれ以前の警備業の国際的規律であるモンレー文書など3文書との比較検討

「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」は、それ以前に整備されてきた警備業の国際的規律であるモンレー文書等の3つのルール<sup>25)</sup>の延長線上に位置づけられる。ISO規格はモンレー文書等の3文書と同様、規定したルールの適用を重視するのは、治安体制が脆弱で人権・基本的自由・警備関係法等の法制度が未整備な国・地域においてであり、主として、これらの国・地域で業務を展開する民間軍事警備会社 PMSCs の業務の規律化を念頭に置いている。このことを踏まえ、米国の国務省や国防省、英国の政府機関では、イラクその他の国における出先政府機関の警備や海外で展開する米軍等の兵站の確保等に民間軍事警備会社を活用する場合に、この ISO 規格に合致した警備業務マネジメントシステム (SOMS) を導入

していることを条件に、警備契約を締結するという方針で臨むという流れがでてきている。

一方、モンレー文書については、「治安体制が脆弱で人権・基本的自由・警備関係法等の法制度が未整備な国・地域」での「民間軍事警備会社 PMSCs の業務の規律化」に主眼を置いていたことから、この文書の発効時には当初、17カ国が批准し、現在では、53カ国、3国際機関が批准しているが、わが国は批准していない。<sup>注25)</sup> また、「民間警備サービス提供者の国際行動規範」についても、33カ国、125の警備企業が署名しているが、わが国の警備業界は、これに署名はしていない。<sup>注26)</sup> その意味で、民間軍事警備会社を容認しないわが国は、米英とは異なる対応をとってきた。

では、「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」についてはどうなのか。この規格は、「治安体制が脆弱で人権・基本的自由・警備関係法等の法制度が未整備な国・地域」での「民間軍事警備会社 PMSCs の業務の規律化」のみに限定はしていない。規格が視野に入れているのは、民間軍事警備会社を含む民間警備会社の全てであり、かつ、「自社内の警備業務として行う企業 (In-house Security Company)」又は「委託を受けて行う警備企業 (Contract Security Company)」の双方を含み、合弁企業も対象にしている。

また、規律化を図る内容も、警備業務のマネジメントシステムであり、警備業務の展開に当たって、民間軍事警備会社に対しては武力の行使とその一環での武器の使用に厳格な規範を定めることに加え、民間警備会社一般に対しては、警備業務マネジメントシステム (SOMS) の導入活用を求めている。具体的には、警備業務マネジメントシステム (SOMS) を適正に運用していくとの観点から、人権と基本的自由の尊重、国内法・国際法の遵守はもとより、警備企業の内外の利害関係者の利害やニーズを踏まえ、警備計画を策定し、トップマネジメントによるリーダーシップを確立して企業内の人的資源等を活用し費用対効果を考慮した専門的な警備サービス業務の実施を図ること、そして、その際、ビジネス機会の拡大や警備業務実施に伴

うリスクマネジメントに意を用い、その評価を踏まえPDCAアプローチにより業務内容やビジネス展開等の継続的改善を図ることとしている。

以上の点は、民間警備会社一般に対して必要とされるものであり、わが国警備業にも、その警備サービスが国内にとどまるか、世界の警備市場にも及んでいるかにかかわらず、当然に考慮されるべき規範が含まれているといえよう。

## VI. わが国として「ISO 民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」をどう受け止めていくべきか

この規格は、その適用範囲に照らしてみれば、警備業務の国際的な展開にのみ、一つの規範として考慮されるものではないことを、上記Vで考察した。

但し、現実的には、わが国の警備業がその警備業務を国際市場で展開する際に一つの規範としてこの規格上いかなる適用関係が生じるのか、また、海外市場に進出し、救援・復興・再建の業務への従事や、商業ビジネス業務、経済社会開発事業、外交等に従事するわが国の公的機関、一般民間企業が、進出先国で武装した警備員によるいわば民間軍事警備サービスなどを必要とした場合に、この規格に照し、どのようにして警備企業を選定していくか、などの問題に直面する可能性はある。

第一に、わが国警備業の海外展開への影響について、考察しよう。これに該当するのは、セコムと総合警備保障（アルソック）である。セコムは、機械警備を軸にして台湾、韓国、中国、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナム、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの11か国・地域に進出し警備事業を展開している。<sup>注27)</sup> また、総合警備保障（アルソック）もタイ、中国、ベトナム、インドネシアで、総合警備保障が開発し現地適用が可能なセキュリティ・システムの提供に加え、現地の警備会社とタイアップして常駐警備又は機械警備も実施している。加えて、タイ、中国上海、ベトナム、インドネシア、マレーシア、インド

では、わが国企業が海外に工場・事業場や事務所を開設する際の警備コンサルティング業務、すなわち、①日本からの進出企業などへの事務所・事業場の警備上の問題を客観的に分析・警備診断し、②それを踏まえユーザーのニーズにあわせた効率的な「セキュリティシステム」と「人」による警備の計画策定、設計、施工、管理までを提案し、③その上で、現地のパートナー警備会社を紹介し警備員のマネジメントまでトータルでサポートをすることを主眼にコンサルティング業務を展開している。<sup>注28)</sup>

セコムも総合警備保障も、進出している国は、きちんとした法治国家であり、その点でISO規格が適用を促す国・地域には該当しないといえよう。但し、ISO規格が発行した直後であり、その運用の先行研究もないことから、今後、検討が求められるが、次の3点については留意を要しよう。i) 進出先国又はその警備契約を結んでいる顧客から、セコムや総合警備保障がISO規格に定める警備業務マネジメントシステム（SOMS）を導入していることを契約条件としてくる可能性があることである。特に、警備契約を結んでいる顧客が米国市場等でビジネスを展開する場合、この顧客はISO規格に即した警備企業と契約して警備を実施していることを米国政府等に示す必要があるとの判断に立つ可能性は捨てきれない。ii) 総合警備保障の場合、わが国企業が進出する国での警備業を紹介するコンサルタント業を営んでいるが、その仲介した現地の警備企業が民間軍事警備会社である可能性を排除し得ない。もし、このようなケースに該当した場合には、コンサルタント業務自体へのISO規格の適用関係はどうなるのか、検討が求められよう。iii) テロ組織の国際的な活動の活発化に伴い、セコムにせよ、総合警備保障にせよ、進出先国での警備業務の拡充、すなわち、武装警備員による警備の導入などが現地の顧客から求められる可能性が否定しきれない。仮に、顧客の判断で、セコムや総合警備保障の警備に、別の警備企業の武装警備と組み合わせ警備を実施するような場合、ISO規格に照らしその警備業務は、どのように判断していけばよいのか、という問題が出てくる可能性が

ある。

第二は、2015年11月に、海外で航海する本邦船舶への武装警備の導入が容認された。これは、凶悪な海賊行為が多発している紅海、アデン湾及びアラビア海等の海域を航行する日本籍原油タンカー等については小銃を所持した民間武装警備員による警備の実施を可能とするよう法の整備が図られた。<sup>注29)</sup> このわが国初の武装警備員による警備業務の実施へのISO規格に基づく警備業務マネジメントシステム(SOMS)の適用については、検討を要する課題といえよう。

第三は、海外市場に進出し、救援・復興・再建の業務への従事や、商業ビジネス業務、経済社会開発事業、外交等に従事するわが国の公的機関、一般民間企業が、進出先国で武装した警備員によるいわば民間軍事警備サービスなどを必要とした場合に、i) どのようにして警備企業を選定していくか、という問題である。米国の國務省や国防省、英国の政府機関では、海外での出先政府機関の警備に民間軍事警備会社を活用する場合に、このISO規格に合致した警備業務マネジメントシステム(SOMS)を導入していることを条件に、警備契約を締結するという方針を明確にしている。<sup>注30)</sup> この方針は、わが国政府や企業の進出先国での民間軍事警備会社の選定に当たり対応に影響することが考えられる。ii) また、これらの警備会社との警備契約の締結に当たり、いかに公正・公平な条件を確保していくかという問題もある。既に、軍事警備会社は高度な専門性を有して大規模なものとなり、軍事警備に関し高度の専門性を培い警備を必要とする顧客に対し業務委託の価格や条件などの交渉で有利な立場を築きつつあるとされるからである。<sup>注31)</sup>

第四に、現在、全国警備業協会が推進している「アジアの警備業の地域機構との連携による国際的な規準づくり」という、いわば日本の警備業会の戦略的な国際戦略・アプローチへの影響である。<sup>注32)</sup>

## VII. 終わりに

この分野については、先行研究が極めて限られている。しかし、治安が必ずしも良くなく、人権・基本的自由、法令の遵守という点で問題を抱える国・地域で、わが国の産業経済面や開発援助等の分野での企業や各種機関が活躍する機会は急速に拡大している。その際、いかに安全に業務をする環境を維持するかは大きな問題となっている。そために必要なのは実効性のある警備をいかに確保していくかである。

これに関連し、国際的に展開される警備活動の国際的なルール化に、わが国関係者は極めて関心が薄かった。しかし、今回、発行した「ISO民間警備業務のためのマネジメントシステム規格」は、国際的な警備のルール化を真剣に考える機会を提供している。このISO規格は、欧米の政府、欧米に経営拠点を置く多国籍警備企業や警備業団体の手により検討と草案作りが進められた。日本の関係者の参加は皆無である。それを反映してか、わが国では、この分野についての研究については、業界も政府も研究機関もその知見の不足は免れないことから、この分野の知見の集積は急務である。

## 脚注

- 1) 2014年の日本の警備業の売上高は、3兆2400億円であるが、Freedoniaのデータでは日本は92億1000万ドル(9085億円)となっている。このデータは、Security Service Revenueとなっており、売上高から費用を差し引いた収入ベースの金額と考えられる。
- 2) ISO International Standard ISO18788 First edition 2015-09-15
- 3) ICRC 'The Montreux Document on Pertinent International Legal Obligations and Good Practices for States related to Operations of Private Military and Security Companies during Armed Conflict'  
<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/misc/montreux-document-170908.htm> 2015・11・30 閲覧
- 4) "INTERNATIONAL CODE OF CONDUCT FOR

- PRIVATE SECURITY SERVICEPROVIDERS’  
9 November 2010
- 5) United Nations “Guiding Principles on Business and Human Rights” HR/PUB/11/04
  - 6) Joel AC Baum and Anita M McGahan  
“Outsourcing War: The Evolution of the Private Military Industry after the Cold War” Feb. 20, 2009 rev. Oct. 5, 2009 pp21-33  
[https://business.illinois.edu/ba/wp-content/uploads/sites/39/2014/09/mcgahan\\_paper.pdf](https://business.illinois.edu/ba/wp-content/uploads/sites/39/2014/09/mcgahan_paper.pdf)  
2015.11.30 閲覧
  - 7) Joel AC Baum and Anita M McGahan p21-22
  - 8) Joel AC Baum and Anita M McGahan p30
  - 9) 小野圭司「民間軍事会社の実態と法的地位—実効ある規制・監督強化に向けて—」『国際問題 No.587』2009年12月 pp39-40
  - 10) Joel AC Baum and Anita M McGahan pp30-31
  - 11) Joel AC Baum and Anita M McGahan p30
  - 12) 小野圭司 p37
  - 13) “International code of Conduct for Private Security Service Providers”9 November 2010 A. Preamble、B. Definitions、C. Implementation 参照
  - 14) “International code of Conduct for Private Security Service Providers”9 November 2010 A. Preamble 5 参照
  - 15) “International code of Conduct for Private Security Service Providers” 9 November 2010 F. Specific Principles regarding the Conduct of Personnel 及び G. Specific Commitments regarding Management and Governance 参照
  - 16) “International code of Conduct for Private Security Service Providers” 9 November 2010 A.Preamble6 参照
  - 17) ISO ホームページ  
<http://www.iso.org/iso/home/about.htm>  
2015.11.30 閲覧
  - 18) 本件の論議は、TC292 という委員会で論議されてきたが、日本はオブザーバーステータスで対応してきた。但し、この件に関しては、London で開かれた委員会に日本側から参加した記録はない。なお、ISO 規格は、その案について、6段階(① NP : New proposal~② WD : Working draft ~③ CD : Committee draft~④ DIS : Draft international standard~⑤ FDIS : Final draft international standard~⑥そして国際規格の発行)に亘り論議され、で決定されていく。
  - 19) ISO18788:2015 Introduction 0.3 Management systems approach 及び Annex D 参照
  - 20) ISO18788:2015(E) 3. Terms and definitions 3.41, 3.62, 3.63,3.64, 3.66, 3.67, 参照
  - 21) ISO18788:2015(E)Introduction 0.3 Management systems approach 参照
  - 22) ISO18788:2015(E)1. Scope
  - 23) ISO18788:2015(E)4.1.4 Supply Chain and Subcontractor mapping and analysis
  - 24) ISO18788:2015(E)Introduction 0.2 Human Rights protection
  - 25) <https://www.eda.admin.ch/eda/en/fdfa/foreign-policy/international-law/international-humanitarian-law/private-military-security-companies/participating-states.html> 2015.11.30 閲覧
  - 26) DCAF-Project-International Code of Conduct for Private Security Service Providers  
<http://www.dcaf.ch/layout/set/print/project/International-Code-of-Conduct-for-Private-Security-Service-Providers> 2015.11.30 閲覧
  - 27) セコム「海外での事業展開」  
[http://www.secom.co.jp/corporate/ir/mi02\\_ovrsee.html](http://www.secom.co.jp/corporate/ir/mi02_ovrsee.html) 2015.11.30 閲覧
  - 28) 総合警備保障「海外事業のご案内」  
<http://www.alsok.co.jp/company/overseas/service.html> 2015.11.30 閲覧
  - 29) 「日本船舶警備特措法」(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法)平成25年11月30日に施行 日本籍船内は国内法が適用されるため、これまで武装した民間警備員による警備業務は禁止されていることから、同法に基づき、その特例の道を開くものである。この措置は、警備業法の例外措置であり、同法の適用は除外されている。
  - 30) 2015年12月6日 March H. Siegel, Ph.D. Commissioner, ASIS Global Standards Initiative との東京でのインタビュー 「今回のISO規格に適合したSOMSを導入していることを条件に米国国務省や国防総省はPMSCとの警備契約に入ることを明らかにしている。英国政府もこれと同様の方針を検討していると聞いている」
  - 31) 小野圭司 p40 「PMSCの規模が大きくなり、特に軍事に関連する高度な専門性も身につけるようになると、政府や軍の優位性が揺らぐこととなる。業務請負の価格や条件などの交渉においても、政府や軍であってもPMSCsに対し交渉

上不利な立場に置かれる可能性は高い」として  
いる。

- 32) 全国警備業協会『SECURITY TIME 2015.12』  
Vol.449 2015. 12.15 p8 第22回アジア警備  
業協会中国総会及び国際会議において全国警備  
業協会青山幸恭会長が「国際標準 (ISO18788)  
…が承認されたということである。「一つの標  
準として尊重したいと考えておりますが」「警備

業法によって規制を受けている日本の警備業に  
っては、なじみのない部分もあり」「APSA 加  
盟国の皆様との情報交換を更に深め、アジア地  
域における警備業全体の理想的な在り方につい  
て皆様と一緒に考えてみたい」と発言している。

(2015年 11月30日受付 )  
(2016年 1月29日受理 )